

第7回北杜市上下水道事業審議会

日時 令和4年9月15日(木)午後1時30分から

場所 高根総合支所 2階大会議室

出席委員 柴田典男、比奈田善彦、三井建一、平井求、小林隆次、坂本正明、伊藤精二、
齊木和茂、草野香壽恵

事務局 浅川和也(上下水道局長)、小澤栄一(上下水道総務課長)、浅川博之(上下水道
施設課長)、鈴木彰(上下水道維持課長)、有賀英敏(総務担当)、清水香(営
業担当)、

議題 (1)水道料金・下水道使用料の改定について

その他

公開・非公開の別 公開

傍聴人 8名(定員10名)

内容

1. 開会

2. 会長あいさつ(省略)

3. 議事

(1)「水道料金・下水道使用料の改定について」

議長： 「水道料金・下水道使用料の改定について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料に基づき説明。

議長： ただいま、事務局より6つの論点について説明がありましたが、これらの点
について、ご意見、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。また、論
点が多岐にわたりますので、1つ目の論点から順番に話し合っていきたいと思
います。

委員： 1番について、料金算定期間を3年から5年にした根拠を教えてください。

事務局： まず5年を想定した根拠ですが、本市における経営基本計画は10年という期
間で策定されています。そのため、経営基本計画を前期と後期に分け、それぞれ
を算定期間としたため料金算定期間を5年としました。

委員： 個人的な意見ですが、電気代、ガソリン代などがすでにインフレ状態にある中において、5年という長い期間を見通すことはできないと考えています。

議長： 他に意見がありましたら、挙手でお願いします。

委員： 2番の水道料金算定方法の変更についてですが、今後は、1円単位を切り捨てずに請求していくということによろしいでしょうか。

事務局： お見込の通りでございます。現在、お客様に請求している金額は10円未満を切り捨てた金額を請求していますが、今後は水道料金と下水道使用料のいずれも1円単位を切り捨てずに請求することを想定しています。

委員： わかりました。そうすると、今後は毎月、水道事業では1,779,600円、下水道事業では、514,350円の増収につながるということでしょうか。

事務局： ただいま申し上げられました金額は毎月ではなく、年間の金額となります。

委員： 5番の水道料金の市内一体化についてですが、料金改定のスケジュールはどのようにお考えですか。

事務局： 武川、白州の値上げは5年から10年をイメージして作成しましたが、これは決定したものではありません。

委員： わかりました。

他の点についてですが、水道事業、下水道事業の決算書を見れば、経営の健全化を図るために料金を改定していくことが求められるが、その一方で、生活弱者への対応はどのように考えていますか。

事務局： これは私見にはなりますが、いわゆる生活収入の厳しい方への対応ですが、これは、福祉行政の範疇であると考えております。水道事業に関しては必要な収益に基づいて運営していくべきであるため、福祉の観点において、金銭面で援助していくことは本筋ではないと思います。しかしながら、現在の国内の情勢をみますと、市政として検討していく余地はあると考えています。

委員： 福祉行政としっかり連携をとっていきべきだと思います。

事務局： ありがとうございます。今後の答申に盛り込ませていきたいと思っております。

議長： 他に、意見や質問はありますか。

委員： 確認ですが、5番の水道料金の市内一体化というのは、現行の白州、武川の

低い料金を他の 6 地区と一緒にするためのステップということでお間違いないですか。

事務局： おっしゃる通りです。

委員： そうすると、今後、白州、武川は 5 年から 10 年かけて他の 6 地区と料金を統一したのちに、8 地区がまとまってさらに料金の値上げをしていくということだと思のですが、これまで、峡北水道企業団（以下、企業団という）から受水をしていないという理由で、白州、武川はかなり長い間低い料金で得をしていたため、5 年から 10 年かけて他の 6 地区と統一するのではなく、一度に料金を引き上げ統一させてもいいのではないかと思います。賛否はあると思いますが、皆さんの意見を聞きたいと思います。

委員： 先ほどの委員の話にありましたが、今回の料金改定は、白州、武川のみを対象としたものということでしょうか。

事務局： 今回の料金改定は、武川、白州のみを対象としたものではありません。また、必ずしも 950 円に見直すというものでもありません。北杜市全体で見直していくことが大前提です。

また、今現在においても大きな格差が生じているため、一度に武川、白州の料金を他の 6 地区に統一させてしまうと影響が大きいため段階を踏んで統一していくべきだと思います。

議長： ここまでで 1、2、5 番の論点で多くの意見が出ましたが、ほかの論点で意見や質問はありますか。

委員： 3 番の水道料金、下水道使用料の改定についてですが、資産の維持率ほどのくらいになりますか。

事務局： 資産の維持率ベースでは試算していないため正確な数値を申し上げることはできませんが、水道、下水道のそれぞれの資産維持に関する考え方ですが、水道については、今現在、耐用年数が経過してしまっているものを令和 6 年、7 年で集中的に改築することを想定し、下水道については、先ほど申し上げました、施設の統廃合の計画通りに改修していった場合で想定しています。

委員： 4 番の一般会計からの繰入金についてですが、資料に、令和 6 年度から令和 10 年度の間は、元利償還金の返済額相当を繰り入れますと記載されているが、今までの説明だと企業団からの受水費を一般会計から繰り入れているのではなかったのですか。

事務局： 前回までにお示し致しました料金体系の試算ですが、その中で繰入金の額を

どこに設定するかは、試算の都合上、金額が一定である方が算出しやすいため、金額がある程度確定している企業団からの受水費を設定し、一つの考え方としてお示しさせていただきました。

委員： わかりました。

また、前回の審議会の時に、企業団からの受水量並びに単価について交渉したかどうかとお伝えしたと思います。さらに、事務局からのお話には、企業団は昨年、総合整備計画を策定しているがまだ市の方には提出されていないため、今後の正式な発表を踏まえて今後の方針を考えていきたいとありましたが、その後の企業団の動向や情報は入手できていますでしょうか。

事務局： 先日、企業団から総合整備計画が示されました。それを見ますと、今後、人口減少やそれに伴う給水収益の低下により20年間で給水量が30%程度減少するのではないかと示されています。その他、経営基盤の強化や施設規模、合理的な管理体制などが述べられています。また構成市におかれては、施設の動力費や修繕費、維持管理費の抑制のために企業団から供給される水道用水は積極的に利用することも一つの想定案であるということが述べられています。これらを踏まえまして、本市における考え方ですが、今後10年という短期的な期間で考えると現状を維持していくことが望ましいと考える中で、中長期的には受水量を見直していくことになると思います。いずれにしましても、市としましては、今後10年間においては、有収率の改善や施設の維持に加え、企業団と交渉をしていくことができる状態をつくっていきたいと考えています。

委員： 令和3年度の企業団の決算書を見ますと、企業団が売っている水の58%が北杜市、38%が韮崎市、4.4%が甲斐市です。また、購入した水の量に対する使用率は韮崎市が87.3%、甲斐市は100%です。その中で、北杜市は6割近い水を買っているにもかかわらず、使用率は70%程度となっています。この数値は今後考えていくべきあり、これだけ多くの水を買っているのだから、北杜市が主導権を持って積極的に交渉していくべきだと思います。

また、昨日、市内の水利権を持つ団体の明細を翌日の審議会でいただきたいとお伝えしましたがいかがでしょうか。

事務局： 契約書の写ししかないため、審議会終了後、開示請求していただけますとお渡しできます。

議長： 今日はお渡しできないということでしょうか。

委員： 前回の審議会の際に、件数はわからないがそこそこの件数がありますとのことでしたので、契約書を1通ずつ開示請求してもらうよりは、一覧表にしてもらえるとわかりやすいのですが。

事務局： わかりました。次回の審議会までには一覧表を作成してお渡しできるようにいたします。

議長： 他に、ご意見、ご質問はありますか。

委員： 一般会計からの負担金と補助金の違いは交付税の対象になるかならないかというのでしょうか。

事務局： おおむねお見込のとおりです。交付の対象となるものが基準内であり負担金となります。一方、それらに該当しないものは補助金となります。

委員： そうなると、北杜市は他の地域に比べ特殊な事情が多いので交付税の対象に含めてもらうことはできないのでしょうか。また、そのような動きは何かしていますでしょうか。

事務局： 今まで地域格差を考慮した基準は示されたことはありません。提言活動は毎年しており、きっかけづくりにしかありませんが、ご提案された内容を盛り込んでいきたいと思えます。

議長： 他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

無いようでしたら、議事をまとめさせていただきます。

まず、料金算定期間を令和6年度から令和11年度の5年間に設定されているが、環境の変化が激しいこのご時世において、5年も見通すことはできるのかということでしたが、本市の経営基本計画が10年で策定されていることを踏まえ妥当なのではないかということでした。また、事務局から企業団の基本計画に関するお話がありましたが、長期的には企業団からの受水量を抑えていくために交渉できる体制を整えていきたいとのことでした。そして、料金改定に伴い、生活困窮者への対応はどのように考えているのかというご意見もありましたが、こちらにおかれましては、上下水道事業の本筋ではないが福祉行政と連携をして対応してくことも必要なのではないかとのことでした。

以上、まとめさせていただきましたが、本日の議題以外で何かご質問はありますか。

委員： 今後のスケジュールについてお聞きしたいと思います。また、令和3年度の決算書の郵送していただくことはできますか。さらに、ホームページで見ましたが、上下水道事業の公金徴収の公募型プロポーザルの実施についてですが、これは現在行っている㈱日本ウォーターテックスさんとの契約と同じものなのか、それとも違うものなのかについて教えてください。

事務局： 今後のスケジュールについてですが、1月までに答申を行うことを目標としています。そのため、年内にはあと2回は審議会を開催したいと考えています。

まず試算の前提条件として支出の条件を固めないで収入を試算できないのではないかとのことですが、この点について 1 月の答申までに企業団と交渉をして結論を出すことは厳しいですが、5 年間という期間を見据えて試算を行いますので、その 5 年の間で企業団との意向を反映できるのかについて、次の審議会を目標に費用の細かな内訳などを示した試算を基にお伝えしたいと思います。

決算書についてですが、定例市議会において決算認定を受けてからとなります。

さらに、公募型プロポーザルについてですが、契約期間を 3 年から 5 年に延長、また、業務内容も一部変更いたします。

委員： 公募型プロポーザルですが、今回、年額で 1 億 3 千万円ほどかかっていますが、これまでは 7 千 600 万円ほどでした。業務内容が変更されたとのことでしたので、単純に比較することはできないですが、ぜひこちらについても効率的な運用になるようにお願いしたいです。

事務局： 今回頂いた意見を項目ごとに取り上げて反映させていただきたいと思います。

4. その他

議長： 何か議事に関してご質問等々ありましたらお願いします。

委員： 特にありません。

5. 閉会

以上
(午後 3 時 19 分終了)

上下水道事業審議会 会長 草野香壽恵
議事録署名員 小林隆次
議事録署名員 坂本正明